

# 公立幼稚園設置をめぐる問題

## — 私立幼稚園との関係 —

松 村 康 平

文部省は、昭和三十八年九月に、幼稚園教育振興計画を発表した。それに続いて、教育課程審議会の「幼稚園教育課程の改善」にかんする答申、文部省の「幼稚園教育要領」の改訂案が、発表された。本誌「幼児の教育」では、昭和三十九年一月号（第六十三巻一号）で、これらを主題とした論説に、全体の約七割が当てられている。これらの論説には、その論説が幼児教育（保育）の健全な発展を推進する意図をもつという共通性を、とらえることができる。それから数年を経た現在、それらの論説および、それが書かれたとほぼ同一時点で共通性のある所説を開陳していた人たちは、どのようにこれまでの経過を、とらえているであろうか。

公立幼稚園設置が既存の私立幼稚園とどのような連絡がとられながら、進められているか。このことに関して私は、私が園主となつてゐる東京都渋谷区の鷺谷さくら幼稚園（園長松村光子）が、近接する渋谷区立O W小学併設幼稚園設置の動きとどのような関係にあつて、事態がどのように進行したか、それを「書類」に

よつて明らかにして、幼児教育の発展を願うひとへの考察の資料・実践の手がかりとしたい。書類の内容に多くの重複はあるが、経過を明らかにする必要から、原文をそのまま掲載させていただく。（なお、文中の小学校名は、略字であらわすことにする。）

### 一

昭和四十二年一月二十六日付書類。東京都渋谷区立O W小学校長殿宛。東京都渋谷区鷺谷さくら幼稚園出。

内容は次の通りである。

『貴O W小学校には、渋谷鷺谷さくら幼稚園卒園児が数多く入学しお世話になつており、厚くお礼申しあげます。』

さて、昭和四十二年一月二十四日に開かれました東京都私立幼稚園渋谷部会会合で、貴O W小学校に渋谷区立幼稚園が設置されるのではないかという情報が流れました。当園といたしましては、貴校と近接しており、これまで多くの卒園児たちが貴校に入

学、お世話になっており、もし仮りにそのような幼稚園設置の動きがあれば、幼児教育振興の趣旨その他、地域の健全な発展、教育者間の良識などからも、当園への連絡・協議のあることは当然と考えておりますので、連絡・協議のなされていない現在、貴校に幼稚園が設置されるかもしれないというのは、単なる風評にとどまるものと存じますが、今日の日本の教育界、とくに幼児教育界では、慎重に行動する必要があると考え、また、当園教職員は、国公私立幼稚園のただししい姿をうちたてることに、教育界・学会関係・言論界・マスコミ関係などで努力しております責任からも、ここに書類を認めております次第でございます。

国公私立をとわず、幼稚園設置にあたっては、真にそれが幼児のためであるか、幼児教育の振興になるかをじゅうぶんに検討すべきはもとよりのこと、そのことを少しでも考える人であれば、幼稚園設置にさいしては、幼児のために設計された独立の園舎あるいはそれに相当する施設でなければならぬという結論に到達するはずであり、識者間では全く意見の一致をみていること。このことにおいて優れた幼稚園であれば、国公私立を問わず増設されていくことが、既存の施設を尊重することと相まって、希求されます。もしそのような配慮に欠け、たとえば、小学校六年生まで在学する小学校に空き教室を利用して幼児の遊び場とし、時には、小中学校だけでもせまい運動場を事実上併用するなどのことは、心ある教育者としてはなし得ぬことであると考えられます。それなのに、文部省通達が誤認されてか、幼児教育を軽視してか、それに近い公立幼稚園の設置がみられます。このことは実証

も可能と考えられ、また、たとえば、幼稚園教師となろうとして実習した園でほとんど絶望した人が当園での実習の感想からも、うかがうことができます。

先に述べましたように、当園といたしましたは、貴校からの連絡・協議のおこなわれていない現在、貴校に幼稚園が設置されるとは考えておりませんが、不当な政治的圧力が及んだら、幼児教育への認識不足から幼児教育をゆがめめる動きがみられる実状において、そのような動きに接しられなければ、教育者としての正しい姿勢をお示しいただき、広く世の教育者、父母たちにも、幼児教育の重要性が理解されますようにご尽力いただきたく、ここに、意のあるところを述べて、お願いいたします。』  
〔下記は、日付、園名、園主・園長名、小学校長名。〕〔注、右の書類への〇W小学校長からの連絡なし。〕

## 二

昭和四十二年二月二日付書類。東京都渋谷区立〇W小学校長殿宛。東京都渋谷区鷺谷さくら幼稚園出。

内容は次の通りである。

『先日は書類（昭和四十二年一月二十六日付）にて当園の趣旨をお伝えいたしました。その後、貴校からの連絡のないままに過ぎ、二月一日付朝刊、毎日新聞紙上に次のような記事を見いだしました。』

「渋谷区議会ひらく 渋谷区議会は三十一日午後本会議を開き会期を二月六日までの七日間と決めた。〇W小に区立幼稚園を併

設する費用二百三十七万円を含む第六次補正予算（七千二百六十七万円）など五議案を委員会審議に回した。」

そこですぐに区役所ほか関係方面に連絡をとり、午前十一時ごろ教育委員会に再度連絡をとりまして、教育長（本文本名。この文では略す。）との面会を申し出ましたところ、電話口では係りの人が教育長の意見を徹して区議会が二月六日までであるからそれ以後でないとの面会できないとのこと。当園といたしましては、その間に審議されると予測されることについて話したい旨述べましたが、面会はできない、これで電話は切りたいとのこと。当園としては、とにかく区役所を訪れる旨申しそえて、十一時半ごろ教育委員会へ出向き、教育長への面会を申し出ました。はじめは連絡とりにくいかの情勢でありましたが、しばらく待って、教育長と面会で、当園の趣旨（前回書類とほぼ同様のもの）を申し述べました。そのときの話し合いのなかで、次のことが判明いたしました。

一、教育長は貴OW小学校長への当園からの書類（一月二十六日付）をすでにみておられること。一、幼稚園設置のふくみをもった計画が進められていること。一、これまでの動きでは、既存の施設を尊重するという姿勢のくずれたなかで計画の進められていること。一、教育長は、当園へ連絡をとることを考えてはいたが予算獲得のための立案の段階でいつ連絡をとるか考えながらも連絡はとらずにおられたこと。一、OW小学校には難聴学級があり、幼児期からの重要性が考えられ、OW小学校難聴学級の担当教官たちは、これまでの担当教員よりなお幾人かはふやし

て担当することができると考えておられること。一、難聴幼児

をOW小学校に集める意向のあること。一、渋谷区立小学校に幼稚園併設校として適当な小学校があるかどうかと考えた場合、OW小学校は併設校として適当でじゅうぶんな条件をそなえていないということ。（順位をつければ上位にはならないこと。たとえば運動場の広さ、その他から。）一、空き教室を利用してできるだけのこととはしたいとのことではありましたが、たとえば運動場の使用など、時間を区切って小学校と幼稚園とで使用する計画であること。一、時間を区切った使用ということには、幼児を小学六年までの生徒（注。本文の生徒は児童とするのが適当）とほぼ同一の時間の制約下で生活させるということについての教育的配慮に欠けていること。（幼児教育の専門家の意見がとりいれられていないこと。そのような状況で幼稚園教育がはじめられようとしていること。）一、その他。

右に述べましたことが判明しました現在、当園といたしましては、次のように考え、その線にそうようにいたします。

当園としての意見

「OW小学校に幼稚園が併設されることには反対である。」

理由

一、独立の園舎・独立の園庭をもつ幼稚園ではないこと。一、運動場の共同計画などにあらわれているように、幼児の生活への教育的配慮に欠けている。一、在学小学生たちの生活を制約することへの配慮に欠けている。一、国の方針である既存の施設を尊重することが行なわれていない。一、近接幼稚園との爾前

の協議なく計画を進行させたこと、進行させていること。一、協議なき計画の進行が、地域の父母・子どもたちへ影響することについて、じゅうぶん考慮されていない。地域に不当な偏見を育て、たとえば入学してからの幼児（注。本文の幼児は児童とするのが適当）たちのあいだに差別意識を育てるおそれがあることなどへの配慮に欠けている。一、渋谷区教育史上にはずべき事実がつくられようとしていること。（幼児のための幼児施設とはいえないこと、ほか、書類一月二十六日付、本書類にもらわれている内容からいえる。）

当園といたしましては、たとえば、難聴児の学級、幼稚部の設置ならば賛成できます。幼稚園併設には反対です。

貴校校長ほか教官全員が、現在進んでおりますような計画に賛成なさっているのでしょうか。

今回は、前回のように貴校からの連絡をまつというのではなく、校長として、教育者としての所信をおきかせいただきたく、お願い申し上げます。』

（下記は、日付、園名、園主・園長名、小学長名。）〔注。右の書類への〇W小学校長から区議会開催期間中に連絡なし。〕

### 三

昭和四十二年二月二日付書類。東京都渋谷区教育委員会教育長宛。渋谷鷺谷さくら幼稚園園出。

内容は次の通りである。

『昭和四十二年二月一日には面談の時間をおつくりいただきあり

がとうございました。その時のご意向につき慎重に考慮いたしました結果、当園といたしましては、次のような意見をもつにいたりましたので、ご報告申し上げます。

〇W小学校に幼稚園が併設されることには現時点において反対である。

#### 理由

一、独立の園舎・独立の園庭をもつ幼稚園ではないこと。一、運動場の共用計画などにあらわれているように、幼児の生活への教育的配慮に欠けている。一、在学小学生たちの生活を制約することへの配慮に欠けている。一、国の方針である既存の施設を尊重することが行なわれていない。一、近接幼稚園との爾前の協議なく計画を進行させたこと。進行させていること。一、協議なき計画の進行が、地域の父母・子どもたちへ影響することについて、じゅうぶん考慮されていない。地域に不当な偏見を育て、たとえば入学してからの幼児たちのあいだに差別意識を育てるおそれがあることなどへの配慮に欠けている。一、渋谷区教育史上にはずべき事実がつくられようとしている。（渋谷区立小学校に幼稚園を併設する小学校として適当な小学校があるかどうかと考えた場合、〇W小学校は併設校として適当でじゅう分な条件はそなえておらず、順位をつければ上位にはならないことが承知されている。このような好ましくない条件のほかにも、幼稚園の組織成その他、好ましくない条件のあることを承知で立案され、計画が進められ、予算審議の体制がつくられている。その他。）

#### 付記

一、当園としては、国公立をとわず優れた幼稚園の増設されていくことに賛成である。一、〇W小学校におけるような難聴学級その他これに類するものが充実し、幼児たちにも対策のたえられることに賛成である。この対策は、公立幼稚園併設とは性格の異なるものとして別個の計画の推進されることを妥当と考える。』  
(下記は、日付、園名、園主・園長名、教育長名。)

#### 四

昭和四十二年二月二日付書類(要望書)。渋谷区議会議員殿(全員)宛。東京都渋谷区鷹谷さくら幼稚園出。(二月二日午後、二月三日)

#### 『要望書』

渋谷区立幼稚園が〇W小学校に併設される動きに関して左記の意見をとりいれて善処くださいますよう、要望いたします。

#### 記

渋谷区立幼稚園が〇W小学校に併設されることに現時点において反対である。

#### 理由

一、独立の園舎・独立の園庭をもつ幼稚園ではないこと。一、小学校用としても狭い運動場を幼稚園と小学校が共用するという計画などにあらわれているように、幼児の生活への教育的配慮に欠けている。一、在学小学生たちの生活を制約することへの配慮に欠けている。一、国の方針である既存の幼児施設を尊重することが行なわれない。一、近隣幼稚園との爾前の協議な

く計画を進行させたこと、進行させていること。一、協議なき計画の進行が、地域の父母・子どもたちへ影響することについて、じゅうぶんに考慮されていない。地域に不当な偏見を育て、たとえば入学してからの子どもたちのあいだに差別意識を育てるおそれがあることなどへの配慮に欠けている。一、幼児教育に関する専門家の意見がとりいれられていない。一、渋谷区教育史上にはずべき事実がつけられようになっている。(たとえば、渋谷区立小学校に幼稚園を併設するのに適当な小学校があるかどうかと考えた場合、〇W小学校は併設校として適当でじゅうぶんな条件はそなえておらず、順位をつければ上位にはならないこと〈教育長の意向〉を承知のうえで計画が進められていること。このような好ましくない条件のほかにも、幼稚園の組織成その他、好ましくない条件のあることを承知で立案され、計画が進められ、予算審議の体制がつけられている。その他。)

#### 付記

一、国公立を問わず優れた幼稚園が現時点で増設されることには賛成である。一、〇W小学校におけるような難聴学級その他これに類するものが充実し、幼児たちにも対策のたえられることに、賛成である。この対策は、〇W小学校への公立幼稚園併設とは性格の異なるものとして別個の計画の推進されることが、妥当と考えられる。一、教育の機会均等、幼児教育の振興、地域の健全な発展にそう公立幼稚園設置に関する協議に応ずる用意がある。』(下記は、日付、園名、園長・教諭(七名)・園主連名、区議会議員名。)

五

昭和四十二年二月二日付書類（請願書）。東京都渋谷区議會議長殿宛。東京都渋谷区鷺谷さくら幼稚園出。（二月三日）

内容は次の通りである。

『本文

幼児教育に渋谷区民として携わって以来、当区が理想的な文教区として発展することを切にのぞみ、微力ながら努力を続けてきました。

今回、O W小学校に区立幼稚園併設の予算審議がなされるとの新聞報道により、左記の教育的見地から反対しここに請願書を提出する次第です。

反対の理由

一、幼児教育に関する専門家の意見がとりいれられていない。  
一、国の方針である既存の幼児施設を尊重することが行なわれていない。  
一、近隣幼稚園との爾前の協議なく計画が進められたこと、進められていること。  
一、O W小学校のばあい、独立の園舎・独立の園庭をもつ設置の計画ではない。  
一、文部省通達  
の空教室利用は、幼児教育界では不当であることが主張されている。  
一、小学校用としても狭い運動場を幼稚園と小学校が共用する  
という計画などにあらわれているように幼児の生活への教育的配慮に欠けている。  
一、在学小学生たちの生活を制約することへの配慮に欠けている。  
一、近隣幼稚園と協議なく計画を進めることが地域の父母・子どもたちへ影響することについて、じゅうぶんに考慮されていない。  
一、渋谷区教育史上に汚点はの

こさぬようにしなければならない。』

（下記は、日付、園長・園主名、区議會議長名。表紙に請願件名、紹介議員名へ一名記載。）（右の区議會議長宛と同文のものを渋谷区長宛に提出。）

六

二月六日原案可決。請願審議未了。本会議に先立つ総務委員会で民社・共産・社会党議員は、公立幼稚園設置推進の立場にあつて要望書の教育的見地は支持。請願書紹介議員（自民）は同見地を強調（採決では同見地に反対の自民・公明党議に同調）。二月七日付朝刊（読売）には難聴児収容の幼稚園設置と報道された。

日本保育学会 第20回大会

会期 昭和42年5月20日（土）・22日（日）

会場 お茶の水女子大学

内容 (1)研究発表

(2)シンポジウム

(3)その他

連絡先

東京都文京区大塚2-1-1

お茶の水女子大学附属幼稚園内

日本保育学会第20回大会準備委員会

TEL (943)

三一五一 内線

257